



山形県公報

令和6年11月1日(金)
第551号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録の更新……………(農業技術環境課) ……1093
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……1094
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……1095
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……1096
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……1098

告 示

山形県告示第766号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和元年10月25日
105
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人みます元氣村
代表理事 加藤 正之
鶴岡市箕升新田字中道32番地5
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
高 山 智 幸	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	田 中 隆 則	山形市東原町三丁目2番21号

山形県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡最上町大字向町581番
- 3 認可年月日
令和6年10月24日

山形県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡真室川町、同郡金山町、東田川郡庄内町
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年10月18日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第771号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市大字升形地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年5月27日から同年9月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第772号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 山形広域都市計画道路
- (2) 名称 3・4・30号蔵王榎沢線、3・4・29号榎沢山辺中山線、3・2・1号上山松原線、3・2・2号東山形中屋敷線、3・2・13号谷柏天童線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 3・4・30号蔵王榎沢線
- イ 追加する部分 山形市蔵王半郷字松尾川、蔵王松ヶ丘一丁目、蔵王松ヶ丘二丁目、蔵王松ヶ丘、蔵王成沢字久保田、南松原二丁目、大字黒沢字富樫川原、字下川原、字東裏、字東屋敷際、字黒沢、大字松原字松原、字江向、字腰巡、字郷ノ田、字小川田、字谷地、大字片谷地字谷地、大字谷柏元下谷柏字台、字白山、字台ノ前、西前明石、明石堂、大字前明石字水下、字林河原、字下川原、大字南館字中河原、南館西、飯沢、松栄一丁目、松栄、大字沼木字沼木、長苗代、南石関、石関、上町字石関、十日町字石関、飯塚町字石関、飯塚口、砂塚、及び西崎地内
- ロ 削除する部分 なし
- (2) 3・4・29号榎沢山辺中山線
- イ 追加する部分 山形市西崎、豊原、追散、及び立道地内
- ロ 削除する部分 山形市西崎、豊原、黄金、及び追散地内
- (3) 3・2・1号上山松原線
- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 なし
- (4) 3・2・2号東山形中屋敷線
- イ 追加する部分 山形市飯沢、松栄一丁目、及び松栄地内
- ロ 削除する部分 山形市南館西、松栄一丁目、大字南館字中河原、明石堂、大字前明石字下川原、字林河原、字水下、西二位田、大字二位田字割目、御手作、大師堂、大字長谷堂字御手作、及び字西向地内
- (5) 3・2・13号谷柏天童線
- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
- (1) 期間 令和6年11月1日から同月15日まで

(2) 場所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 小国都市計画区域
(2) 名称 小国都市計画特別用途地区

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第774号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第229号
2 指定の場所 東根市神町北一丁目5329-2の一部、5330-1の一部、5331-1の一部
3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 39.50メートル
4 指定年月日 令和6年10月25日

山形県告示第775号

次の開発行為は、完了した。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和6年3月22日 指令村総建第280号
2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市四ツ家一丁目1497番1、1497番6、2108番19、2108番132、2108番134、2108番135、2108番136
3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市中央二丁目11番1号 天野地所株式会社

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
(2) 日時 令和6年12月16日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2091

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年11月29日（金）午後3時までに山形県みらい企画

創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 16, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2091

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年11月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹サーバ稼働基盤等機器賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3198
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年9月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 309,076,752円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当